

～厚生労働省が制度化に向けて本格始動～

オンライン診療の起爆剤となるか!? 「特定オンライン診療受診施設」の創設へ!

オンライン診療の普及策として、期待される「特定オンライン診療受診施設」昨年度より社会保障審議会や規制改革推進会議等で議論されてきましたが、いよいよ通常国会にその制度化に向けて「医療法改正案」が提出されることになりました。どのような仕組みなのか、これまでに審議会等で議論されてきた内容について詳しく見ていきましょう。

POINT 1 医療機関以外が開設できる「特定オンライン診療受診施設」が創設! 看護師が常駐すれば、医師の指示のもと処置も可能に


これまでオンライン診療の受診施設は医療機関が開設する医師がいない診療所のみ認められていましたが、今回の法改正では「特定オンライン診療受診施設」の制度が創設され、医療機関以外の運営者による開設が可能となる見込みです。

また、看護師がいる場合は医師の指示による診療の補助行為(D to P with N)の実施が可能になる見込みです。

特定オンライン診療受診施設

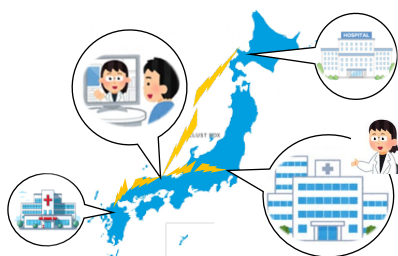
診療所として開設する必要がなく、複数の医療機関がオンライン診療を行える場所として設置可能

公民館・郵便局・駅ナカブース・職場・介護事業所



厚生労働省資料より

POINT 2 1か所で複数の医療機関の受診も可能となる見込み! 地方の過疎地でも専門医の診療が受けられる可能性!?



この施設では提携する複数の医療機関の受診が可能となる方向で検討されています。

もし、この施設があらゆる地域に普及していけば、患者は病院に行かずとも、自宅近くの施設でさまざまな医療機関へのアクセスが可能となります。

医師の偏在で専門医がいない地方のへき地において、都市部に集中する専門医の診察がオンライン診療で受けられる日が来る期待も高まります。

POINT 3 本施設が成功するかは運営者の地域シェア次第!? 複数医療機関とのシェアで設置コストも軽減される可能性!

運営者が地域の医療機関との連携を進め、地域シェアが拡大していくと、患者のアクセスと利便性が飛躍的に向上することになります。

また、複数の医療機関で1つの施設を共有することになるため、その医療機関にとっての設置コストは相対的に下がるのではないかと考えられます。

いち早く地域の囲い込みや全国展開ができる運営者が現れば、患者と医療機関の双方にとって非常に大きなメリットが生まれ、爆発的に普及する可能性もあるのではないのでしょうか。



戸田建設株式会社
医療福祉部

郵便番号 104-0031
東京都中央区京橋1-7-1
電話: 03-3535-1354 (代表)
HP: <http://medical.toda.co.jp/>
担当: 宮林・辻本
Mail: masayoshi.miyabayashi@toda.co.jp